

**公益財団法人日本バスケットボール協会
JBA 日本バスケットボール強化委員会関連規程**

第5節 日本代表選手の選考

第24条（代表ヘッドコーチの専権・専決に関する事項）

1. 理事会は、日本代表選手を選考する最終的な権限を有する。
2. 理事会は、5人制男女、および3x3男女の日本代表選手を選考する権限を、代表ヘッドコーチ（3x3はディレクターコーチを中心としたコーチングスタッフ。以下「ヘッドコーチ」という）に対し、その専権・専決事項として委譲し一任する。
3. ヘッドコーチは、次条の定めに従い日本代表選手を選考し、その結果について日本バスケットボール強化委員会に報告する。ただし、大会ランクAに関する日本代表選手選考結果については、理事会にも報告する。
 - (1) 大会ランクA：オリンピック、ワールドカップ
 - (2) 大会ランクB：オリンピック予選（世界最終予選）、ワールドカップ予選
 - (3) 大会ランクC：FIB Aasia 公式大会、アジア競技大会
 - (4) 大会ランクD：公式大会等（ジョーンズカップ、国際強化試合等）

第25条（日本代表選手の選考）

1. 国際大会が開催される場合であって、当協会が日本代表選手の参加を認める場合、ヘッドコーチは、当該国際大会ごとに日本代表選手の選考を行う。なお、対象となる国際大会及び代表期間は、本条第8項の委嘱状に明示された大会及び期間とする。
2. ヘッドコーチは、日本代表選手の選考にあたり、日本バスケットボール強化委員会・各代表強化部会が推薦をした選手のリストも参考にした上、日本代表候補選手を選考し、日本代表候補選手を対象とした日本代表チーム合宿・遠征等（以下、「日本代表チーム合宿等」という）を経て、日本代表選手を選考する。強化育成本部は、国際大会の開催に先立ち日本代表チーム合宿等を計画し、ヘッドコーチが日本代表チーム合宿等への招集を希望する選手（以下「被招集選手」という。）を招集する。
3. 前項の招集に際し、強化育成本部は、被招集選手及び被招集選手が所属する加盟チーム（以下、単に「加盟チーム」という）に対し、日本代表チーム合宿等の開始日の28日前（ただし、特別の事情がある場合には、かかる期間を下回ることができる。）までに、日本代表チーム合宿等の活動に関する日程、日本代表候補選手として招集する旨等を記載した、招集通知書を送付する。
4. 前項に基づき招集の通知を受けた被招集選手は、強化育成本部が指定する者に対し、日本代表チーム合宿開始日の14日前までに、自らのコンディションに関する報告をしなければならない。本報告は、被招集選手に代わり、被招集選手の所属する加盟チームが行うこともできる。ただし、日本代表チーム合宿等及び国際大会への参加が困難となる事情がある場合、および、自らが日本代表選手を辞退すべき理由があると考える場合、被招集選手は、招集通知受領後、7日以内に日本バスケットボール強化委員会の所定の書式によるJBA宛の辞退理由書を、強化育成本部に提出するとともに、日本代表チーム合宿の開始日に、強化育成本部が定める場所において、ヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者に対し、辞退の理由について説明しなければならない。強化育成本部は、選手の説明を免除し、または口頭での説明以外の方法での説明を指定することができる。かかる説明を受けたチームリーダーまたはGMは、ただちに、強化育成本部が指定する者に報告する。上記の説明に際し、選手は、強化育成本部の承諾ある場合には、加盟チーム関係者、ドクター等の関係者を同席させることができる。また、強化育成本部は、選手以外の関係者の同席を選手及び加盟チームに対し要請することができ、選手及び加盟チームはできる限りこの要請に応じなければならない。
5. 第4項にて、辞退を申し出た被招集選手は、招集通知書に記載された日本代表活動期間における被招集選手が所属する加盟チームの公式戦に出場することは出来ない。また、辞退を申し出た理由が、基本規程第4章第95条に反するとヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者が判断した場合において、上述の公式戦の出場停止に加えて新たに3試合の出場停止を課される。
6. 第5項において、追加3試合の出場停止を課された被招集選手は、JBA裁判委員会に不服申し立てをすることができ、審議の結果が確定するまでは、追加3試合の出場停止は、効力を持たない。
7. ヘッドコーチは、前項まででなされた報告等を踏まえ、日本代表候補選手を決定する。
8. 強化育成本部は、決定された日本代表候補選手および加盟チームに対し、日本代表チーム合宿の開始日の14日前まで（ただし、特別の事情がある場合には、かかる期間を下回ることができる。）に、日本代表候補選手として招聘する旨の委嘱状を送付する。
9. 第7項により日本代表候補に決定された選手は、自らが日本代表選手を辞退すべき理由があると考える場合、委嘱状を受領した日から10日以内に、日本バスケットボール強化委員会の所定の

書式による JBA 宛の辞退理由書を、強化育成本部に提出するとともに、日本代表チーム合宿の開始日に、強化育成本部が定める場所において、ヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者に対し、辞退の理由について説明しなければならない。強化育成本部は、選手の説明を免除し、または口頭での説明以外の方法での説明を指定することができるが、辞退理由書を提出した選手を日本代表候補選手にする場合には、当該選手に説明の機会を与えるなければならない。かかる説明を受けたチームリーダーまたはGMは、ただちに、強化育成本部が指定する者に報告する。上記の説明に際し、選手は、強化育成本部の承諾ある場合には、加盟チーム関係者、ドクター等の関係者を同席させることができる。また、強化育成本部は、選手以外の関係者の同席を選手及び加盟チームに対し要請することができ、選手及び加盟チームはできる限りこの要請に応じなければならない。

10. ヘッドコーチは、第 9 項の辞退理由書の提出があった場合、同項所定の手続きの後、速やかに強化育成本部と協議し、当該選手を日本代表候補選手として招聘するか否かの最終判断（以下、「招聘決定」という。）を行う。強化育成本部は協議に際し、チームリーダー、GM、JBA 指定ドクター、メンタルコーチ等必要な関係者から意見を聞くことができる。
11. 第 7 項の招聘決定において、日本代表候補選手として招聘することが決定されたにもかかわらず、日本代表チーム合宿等に参加せず、あるいは日本代表選手として活動することを了解しなかった選手および第 9 項において辞退を申し出た選手は、第 8 項同様に、委嘱状に記載された日本代表活動期間における、招聘が決定選手が所属する加盟チームの公式戦に出場することは出来ない。また、辞退を申し出た理由が、基本規程第 4 章第 95 条に反するとヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者が判断した場合において、上述の公式戦の出場停止に加えて新たに 3 試合の出場停止を課される。
12. 前項の場合において、追加 3 試合の出場停止を課された被招集選手は、裁定委員会に不服申し立てをすることができ、審議の結果が確定するまでは、追加 3 試合の出場停止は、効力を持たない。第 9 項の辞退理由書を提出した選手は、第 7 項の招聘決定において日本代表候補選手として招聘されたか否かにかかわらず、辞退理由書の提出があつたこと及び記載された辞退の理由等を、JBA が公表することについて異議を述べることはできない。
13. ヘッドコーチは、日本代表チーム合宿等の実施後、日本代表候補選手（第 10 項の招聘決定の結果日本代表候補選手とされた者を含む）の中から、国際大会に出場する予備登録選手 24 名（3x3 は 6 名）、およびベンチ登録選手 12 名（3x3 は 4 名）を決定し、日本バスケットボール強化委員会・男女代表強化部会に報告する。日本バスケットボール強化委員会は、大会ランク A 本大会の最終メンバーについては、理事会にこれを報告する。

（2025 年 10 月 6 日一部改定版より）